

# 空家の適正管理を行いましょう



目次		
1 空家に関するよくある質問	.....	P2
2 空家の管理について		
(1)お住まいの状況を点検しましょう		
(2)長期間留守宅になった場合にしておくこと		
(3)自分でできる管理の方法		
(4)ご家族で空家になった時のことを考えましょう		
(5)空家管理代行サービスについて		
3 空家の活用について	.....	P4
(1)空き家バンクの活用について		
(2)Uターン希望者等への空家リフォーム補助について		
4 空家の解体について	.....	P8
(1)空家の標準的な解体費について		
(2)老朽空家への解体費補助について		
5 空家特措法について	.....	P9

空家の相談体制構築のため不動産団体、関係団体、市町及び県からなる長崎県空家対策協議会を平成27年3月に設立しました。

(公社)長崎県宅地建物取引業協会にながさき空家相談窓口を設置しました。空家の管理活用等お気軽にご相談ください。

ながさき空家の相談窓口	事務局
公益社団法人長崎県宅地建物取引業協会 長崎市目覚町3-19 電話 095-848-3888 FAX 095-847-0025 <a href="http://www.n-takken.or.jp/akiya/">http://www.n-takken.or.jp/akiya/</a>	長崎県土木部住宅課 長崎市江戸町2-13 電話 095-894-3108 FAX 095-894-3464 <a href="http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~sumai/akiyataisaku_top.htm">http://www.doboku.pref.nagasaki.jp/~sumai/akiyataisaku_top.htm</a>

長崎県空家対策協議会

# 1 空家に関するよくある質問

## 1-1 全般

### Q1:そもそも空家とはなんなの？

・「空家等対策の推進に関する特別措置法」によると「建築物や付属する門や塀、敷地内の工作物(看板等)であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの、及びその敷地(立木その他土地に定着するものを含む。)」と定義されています。常態であるとは概ね1年間程度と考えられています。

### Q2:空家の何が問題なの？

・適正に管理されないことが問題です。適正管理されないと、ご近所の皆様にご迷惑をおかけする場合があります。

- ①空家の倒壊や屋根・外壁材の脱落等により、周囲の家屋や人に危害を及ぼす可能性があります。
- ②ごみの不法投棄や、排水管不良による臭気等、衛生上有害になります。
- ③立木や雑草の繁茂等により、景観を損なう場合があります。
- ④窓ガラスの割れや、不法者の進入による防犯上の問題など周辺的生活環境を乱します。

### Q3:空家の所有者にはどんな責任があるの？

・建物が損壊する・瓦や外壁が落下する等、周囲の家屋や通行人等に被害を及ぼした場合に、建物の所有者・管理者・占有者は、損害賠償の責任を問われる場合があります。また空家対策特別措置法建物の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないように、また建築基準法において、所有者等は、建築物の敷地、構造及び建築設備を常時適法な状態に管理しなければならないと規定されています。

### Q4:空家を解体して更地にしたら土地の税金が高くなると聞いたけど？

・住宅用地については、表のとおり固定資産税の特例措置があります。空家となり、管理不全のまま長い間放置され、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、市町から空家「特定空家」に指定され、除却等の措置の勧告を受けると、住宅用地の特例から除外されることとなります。適切な管理を行いましょ。

#### ○ 住宅用地における固定資産税の特例措置

区分		固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	住宅用地で200㎡までの部分	価格×1/6	価格×1/3
一般住宅用地	小規模住宅用地以外の住宅用地	価格×1/3	価格×2/3

※空家を解体し更地にすると住宅用地でなくなり、特例措置は適用されませんが、家屋に係る固定資産税は課税されなくなります。市町から交付される課税明細書等を確認し、家族で税金面の得失を検討しましょ。

## 1-2 空家の管理



P4へ

### Q5: 空家を自分で管理する場合の注意するポイントは？

・住宅は、空家になると急速に老朽化が進行します。湿気や結露によるカビが生えたり、木材が腐朽したりします。定期的に窓の開閉による通気・換気、設備保持のための通水が必要になります。定期的に空家を訪門し、外壁の傷みがないか、雨漏の跡がないか点検が必要です。

・雑草の繁茂は、隣近所に迷惑をかけます。庭の手入れや郵便物の手入れなども行いましょう。(P4参照)

### Q6: 遠方に住んでいて、また忙しくて自分で管理できない場合はどうしたらよいですか？

・長崎県内には、まだ少数ですけど空家管理代行サービス事業を行う宅地建物取引業者がいます。各市町のシルバー人材センターには、空家管理代行サービス事業を行っている事業者あるいはこれから参入を予定している事業者があります。比較的安価な費用で管理できますのでご相談ください。

(P5参照)

1-3 空家の売買・賃貸・活用 ⇨ P7へ

**Q7: 実家を相続したのですが、住む予定はありません。どうしたらよいでしょうか？**

・放置したままだと様々な弊害を起す可能性があります。少なくとも定期的な管理が必要です。  
また人が居住していた方が、住宅の傷みも少なく、地域のためにもなるので、ご自身で住む予定がない場合は、賃貸や売却なども検討されることをお勧めします。

**Q8: 空家バンクとは何なの？**

・各市町が運営する空家の賃貸・売却を希望する人から申し込みを受けた情報を空家の利用を希望する人に紹介する制度です。  
・長崎県地域づくり推進課が運営する下記サイトをご参照下さい。  
<http://www.pref.nagasaki.jp/inaka/akiyemap/> (P7参照)

**Q9: 空家を借主が改造することは、可能ですか？**

・貸主の承諾があれば、建物の増築、改築、改造等可能です。  
・国土交通省が作成した「個人住宅賃貸活用ガイドライン」には借主DIYを実施する場合の確認事項が示されていますのでご参考にして下さい。

**Q10: 空家に家財道具がたくさんあるけどどうしたらよいか？**

・空家を活用したくても屋内に家財があると支障が生じます。この際貴重品は保管し、不用品を処分することにより活用の用途が広がります。当事者間で協議が整えば、貸主の家財を一部屋に集めて、カギを掛けて保管する等賃貸中のトラブルが生じないようにしましょう。

1-4 空家の解体 ⇨ P8へ

**Q11: 空家の解体費用は、どれくらい必要なの？**

・木造建物の場合、おおよそ30,000円～40,000円/坪程度です。前面道路が狭い場合や階段状の場合などは割り増しされます。複数の業者から見積書を徴取して下さい。(P8参照)

**Q12: 空家を解体する場合の届出について教えて。**

・建築物を解体する場合、「建築基準法」に基づく建築物除却届を除却の工事を施行する者が建築主事を經由して県に提出することになります。また80㎡以上の建築物の解体を行う場合、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(通称:建設リサイクル法)」に基づく届出を発注者が**県(市の場合もあります。)**知事に提出することになります。

1-5 空家の相続

**Q13: 空家の相続を放棄したい、どうすればよい？**

・相続人が相続放棄の申述書という書面を作成して、被相続人の住所地を管轄する家庭裁判所に提出します。原則として相続が開始されてから3ヶ月以内に行うことが必要です。  
なお相続放棄は空家だけ放棄することはできず、すべての相続財産を放棄することになります。

**Q14: 空家を相続放棄したら、管理義務はなくなるの？**

・相続放棄により相続財産が無管理状態になると、他の相続人や相続債権者、受遺者等に不利益を与えてしまう恐れがあるため、民法第940条により、相続の放棄をした者は、その放棄によって相続人となった者が相続財産である空家の管理を始めることができるまで、その財産の管理を継続しなければなりません。もしこの義務を怠り、老朽化した空家の屋根や外壁が飛散する等して周辺の住民等に被害を及ぼした場合に、法的な責任を追及される恐れがあります。

## 2 空家の管理について

### (1) お住まいの状況を点検しましょう

○ お住まいの気になる部分をチェックを入れましょう

**□軒裏**

- ・軒天材に浮き、ハガレがある
- ・軒天材にシミ・汚れがある

**□屋根**

- ・屋根材が割れている
- ・屋根材(瓦等)がずれている
- ・屋根に植物が生えている
- ・屋根材(コロニアル等)がはがれている

**□天井**

- ・天井材に浮き・ハガレがある
- ・天井材にシミ・カビ・雨漏り跡がある

**□雨とい**

- ・雨といが割れている
- ・雨といが水漏れしている

**□窓 開口部**

- ・ガラスに割れ・ヒビがある
- ・開閉に不具合がある
- ・建具が傾いている
- ・建具が施錠できない

**□壁**

- ・内壁材にヒビ、割れ、剥がれがある
- ・内壁材に汚れ・色あせがある
- ・内壁(柱)が傾いている

**□外壁**

- ・外壁材にヒビ、割れ、剥がれがある
- ・外壁材が汚れ・色褪せている
- ・外壁(柱)の傾きがある

**□土台 基礎**

- ・基礎(コンクリート)にヒビ・割れがある
- ・土台(木部)にヒビ・割れがある
- ・腐朽・虫食いがある
- ・蟻道(シロアリ)がある

**□床**

- ・床材に割れ・ハガレ・浮きがある
- ・床材のシミ・汚れ・カビがある
- ・床が傾いている

**□室内ドア**

- ・建具・建具が傾いている
- ・開閉に不具合がある

**□建物廻り**

- ・敷地周りの塀の傾き・崩れ
- ・樹木・雑草の繁茂
- ・害獣の進入
- ・害虫(シロアリ)の発生
- ・ゴミの不法投棄がある

**□設備**

- ・給排水につまりがある
- ・給排水に漏れがある
- ・設備機器が割れている
- ・水漏れがある

家の履歴	回数	点検日	年・月・日	
建築の時期	①			□✓がゼロ
T S H 年頃 (築 年)	②			次ページの自分でできる管理方法を参考にして、定期的な管理を続けましょう。
空家になった時期	③			
T S H 年頃 ( 年前)	④			□✓があれば 家の傷みを放っておくと、老朽化が進行します。早めに専門家にみてもらい補修しましょう。
	⑤			□✓がほとんど 早急に専門家にみてもらいましょう。 少しでも早く対応することが大切です。
	⑥			

## (2) 長期間留守宅になった場合にやっておくこと

○長期入院や県外赴任、相続等で家が空き家になったら、まず近くに住むご親せきや、隣近所にその旨をお伝えしましょう。できれば、緊急の場合に備えて連絡先をお伝えしましょう。

## (3) 自分でできる管理の方法

○ご自分でできる空家管理作業表

	作業項目	作業内容	注意点
屋内	通風・換気 (1時間～2時間) 通水 (3分程度) 清掃	すべての窓・収納扉(押入・物入)の開放 換気扇の運転 水道水栓・水洗便所の通水を確認 各排水口に水を流す 室内の軽微な清掃	建物を傷めないようにできるだけ頻繁に行いましょう
外部	配達物の整理 敷地内の清掃 草取り・庭木の剪定	ポスト・玄関の配布物の整理 敷地内の落ち葉やごみの清掃 草刈・庭木の剪定消毒	ご近所にご迷惑のかからないように行いましょう
点検	雨漏りの有無 建物の傷み 設備の傷み	すべての部屋に雨漏り跡がないかチェック 建物が傷んでいるところはないかチェック 水漏れ、においがいいかチェック	大雨や台風、地震の後必ず点検しましょう

○遠方に住む等ご自分で管理・点検が出来ない又空家の近くに親族が住んでいない場合は、空家管理代行サービスを行う宅地建物取引業者や市町のシルバー人材事業センターに管理を依頼しましょう。

## (4) ご家族で空家になったときのことを考えましょう

住宅は、居住者の世代交代や引越し等で、空家になる可能性が高くなります。空家になってあわてないように、住んでいるうちから、権利関係の確認や現状に合わせた登記の変更、相続などの住宅の引き継ぎ方を早めに家族で話し合っておきましょう。

## (5) 空家管理代行サービスについて

### I 宅地建物取引業者が行う空家管理代行サービスについて

費用については、月1回5,000円～10,000円/回/月ほどかかります。依頼者は、一時的に空家として、近い将来に居住や相続等の活用を計画しておられる方が多いようです。事業者によっては、通水・通電のため電気・水道の契約継続や火災保険の加入を義務付ける場合もあり、依頼者の負担となります。

### ○ 宅地建物取引業者による空家管理代行サービスの例

会社	所在地	サービスの内容	費用	サービスの条件	備考
A	長崎市 (時津町・長与町)	通風・換気 通水・排水 外壁まわり・ 庭木のチェック 郵便物の整理	回数/月130㎡未満 1回10,000円 2回19,000円 初回のみ20,000円	水道・電気の契約の継続	将来ご自身・親族の方が活用する方が多い
B	長崎市 (時津町・長与町)	換気1時間程度 水回り点検・通水 雨漏り・漏水点検 ポスト清掃 庭木チェック	1回/月 5,000円～	水道契約の継続	斜面地に空家所有者の県外にお住まいの方が多く
C	大村市	通気・通風・水漏れ 庭木確認 報告書写真の送付	1回/月 8,000円 1回限定12,000円		
D	諫早市 (大村市・雲仙市)	通風・換気・通水 庭木チェック 雨漏り・水漏れチェック ポストの整理		水道・電気契約の継続	相談があった場合、できるだけ賃貸・売買に誘導している

## Ⅱ シルバー人材センターにおける空家管理代行サービス事業について

県内のシルバー人材センターに空家管理代行サービス事業についてアンケート調査を行った結果、13市町の事業所において空家管理代行サービス業を行っています。他の2市町の事業所において今後空家管理代行事業を検討しています。

サービスの内容については、12市町の事業所が、建物内部の窓の開閉・清掃等の作業を行っています。費用も約720～1,000円/人/h程度と比較的安価です。内部の家財道具の紛失・破損等のトラブルを懸念する事業者が多く、所有関係者の立会いを条件にする事業者が多くなっています。

内部の家財道具の保管・管理が管理代行事業の支障となっています。

### ○ 空家の管理代行サービス事業を行っているシルバー人材センター

名称	住所	電話番号	サービス業務の内容	受注形態	費用の目安	備考
(公益社団法人)長崎市シルバー人材センター	長崎市岡町2番13号	095-842-9500	雑草の除草	建物所有関係者の立会いのもとその都度契約	現地を確認の上見積書を提示	
(公益社団法人)佐世保市シルバー人材センター	佐世保市谷郷町7番19号	0956-24-4045	室内の整理・清掃 庭木の剪定・手入れ 雑草の除草	建物所有関係者の立会いのもとその都度契約	平成28年度の新規事業として体制強化を図る予定	平成28年度の新規事業として体制強化を図る予定
(公益社団法人)島原市シルバー人材センター	島原市坂上町7526番地	0957-63-7222	建物内の窓の開閉・換気 室内の整理・清掃 雑草の除草	建物所有関係者の立会いのもとその都度契約	現地を確認の上見積書を提示	
(公益社団法人)諫早市シルバー人材センター	諫早市新道町948番地	0957-24-5183	室内の整理・清掃 庭木の剪定・手入れ 雑草の除草	建物所有関係者の立会いのもとその都度契約	現地を確認の上見積書を提示	
(公益社団法人)大村市シルバー人材センター	大村市西三城町7番地9	0957-52-5225	建物内の窓の開閉・換気 室内の整理・清掃 雑草の除草	所有者から鍵を預かり定期的に管理を行う	現地を確認の上見積書を提示	空家住戸内に貴重品がないことが条件となる
(公益社団法人)松浦市シルバー人材センター	松浦市志佐町浦免275番地	0956-72-5500	室内の整理・清掃 庭木の剪定・手入れ 雑草の除草	現況写真と見積書を送付し、その都度契約	現地を確認の上見積書を提示	平成27年10月に松浦市と「空家等の適正な管理に関する協定」を締結。今後空家の見回り等についても受注していきたい
(公益社団法人)杵岐市シルバー人材センター	杵岐市郷ノ浦町本村触93番地	0920-47-5200	建物内の窓の開閉・換気 室内の整理・清掃 庭木の剪定・手入れ 雑草の除草	所有者から鍵を預かり定期的に管理を行う	住戸内換気通風750～860円/h/人程度 庭木の手入れ750～1,100円/h/人程度	内部作業の雇用拡大を図りたい 専門性を必要とするので研修会をしたい
(公益社団法人)五島市シルバー人材センター	五島市三尾野一丁目7番1号	0959-72-4680	建物内の窓の開閉・換気 室内の整理・清掃 庭木の剪定・手入れ 雑草の除草	建物所有関係者の立会いのもとその都度契約	住戸内換気・清掃745円/h/人程度 庭木の手入れ745～1,008円/h/人程度	
(公益社団法人)西海市シルバー人材センター	西海市大瀬戸町瀬戸板浦郷920番12	0959-22-9086	建物内の窓の開閉・換気 室内の整理・清掃 庭木の剪定・手入れ 雑草の除草	建物所有関係者の立会いのもとその都度契約	4時間 3,031円～3,084円/人程度	
(一般社団法人)雲仙市シルバー人材センター	雲仙市千々石町戊756番地1	0957-37-6777	室内の整理・清掃 庭木の剪定・手入れ 雑草の除草	建物所有関係者の立会いのもとその都度契約	住戸内換気・清掃770円/h/人程度 庭木の手入れ830～1,138円/h/人程度	現状のまま事業を進め、会員数、需要状況に応じて徐々に拡大していきたい
(公益社団法人)南島原市シルバー人材センター	南島原市布津町乙470番地	0957-72-7065	建物内の窓の開閉・換気 室内の整理・清掃 庭木の剪定・手入れ 雑草の除草	所有者から鍵を預かり定期的に管理を行う	住戸内換気・清掃720円/h/人程度 庭木の手入れ1,028円/h/人程度	
(公益社団法人)長与・時津シルバー人材センター	西彼杵郡長与町壱里郷659番地1	095-887-0800	建物内の窓の開閉・換気 室内の整理・清掃 庭木の剪定・手入れ 雑草の除草	所有者から鍵を預かり定期的に管理を行う 所有関係者の立会いのもとその都度管理を行う	住戸内換気・清掃720円～750円/h/人程度 庭木の手入れ・除草は現地を確認の上、見積書を提出	

新上五島町 シルバー人材センター	南松浦郡新上五島町青方郷1379番地1	0959-52-2208	建物内の窓の開閉・換気	建物所有関係者の立会いのもとその都度契約	750円/h/人程度	
---------------------	---------------------	--------------	-------------	----------------------	------------	--

(注1) 管理の費用はあくまでも標準的な目安です。詳細はそれぞれの事業所において確認してください。

○今後空家管理代行サービス事業を検討しているシルバー人材センター

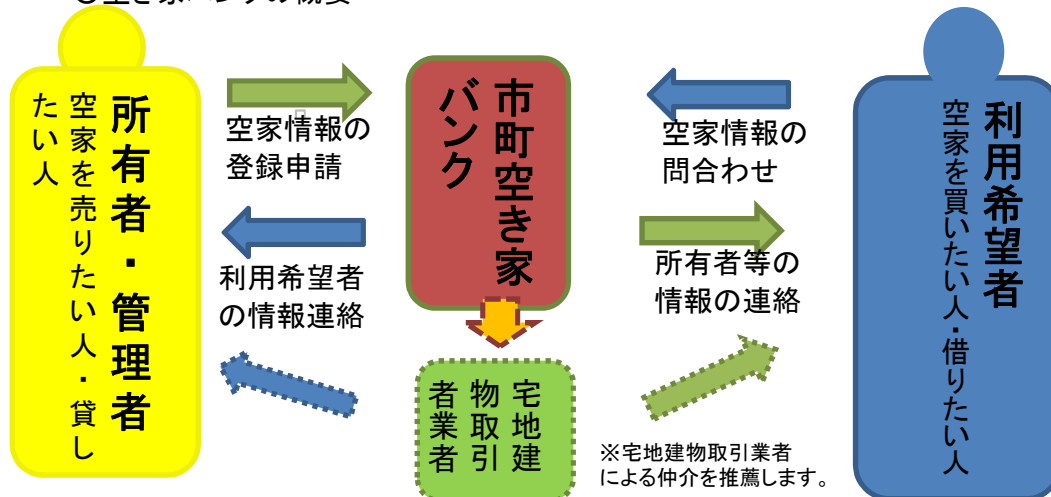
名称	住所	電話番号	備考
(公益社団法人)平戸市シルバー人材センター	平戸市鏡川町930番地	0950-22-3100	
(社会福祉法人)対馬市社会福祉協議会 厳原支所	対馬市厳原町宮谷224	0920-52-1169	費用・業務内容等を詰め、受注できる条件であれば受注したいと考えます。

### 3 空家の活用について

#### (1) 空き家バンクの活用について

- ・ 空き家バンクとは、各市町が運営する空家の賃貸・売却を希望する人から申し込みを受けた情報を空家の利用を希望する人に紹介する制度です。
- ・ 不動産取引について知識が不足しているなど不安がある場合は、宅地建物取引業者に媒介を依頼しましょう。宅地建物取引業者は、宅地建物取引業法に基づき取引当事者に対し重要事項の説明書及び契約書の交付義務を負います。その場合は、媒介手数料が必要になります。

○空き家バンクの概要



空き家バンク事業を行っている市町(2016年1月現在)

市町	担当課	電話番号
1 長崎市	地域振興課	095-829-1285
2 平戸市	地域協働課	0950-22-4111
3 壱岐市	政策企画課	0920-48-1134
4 対馬市	協働のまちづくりグループ	0920-53-6111
5 五島市	市長公室	0959-72-6111
6 西海市	まちづくり推進課	0959-37-0064
7 雲仙市	政策企画課	0957-38-3111
8 南島原市	企画振興課	050-3381-5030
9 東彼杵町	まちづくり課	0957-46-1111
10 小値賀町	総務課	0959-56-3111
11 新上五島町	総合政策課	0959-53-1113
長崎県(事務局)	地域づくり推進課	095-895-2241

#### (2) UIターン希望者等への空家リフォーム補助について

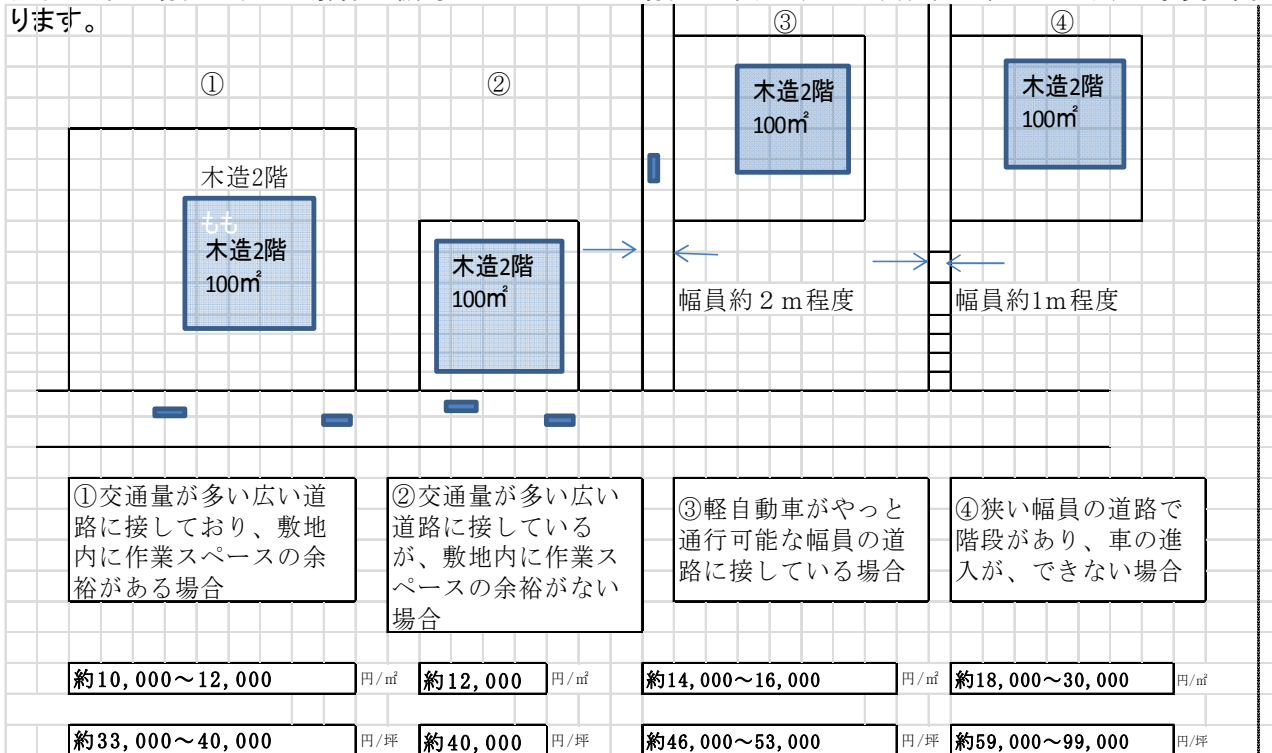
県外からのUIターン者等の移住を促進するため、空き家バンクに登録された木造戸建て住宅の空家を活用する所有者又は借主が行う設備更新等の改修工事へ支援を行う市町もあります。ご相談ください。

## 4 空家の解体について

### (1) 空家の標準的な解体費について

#### I 標準的な解体工事費について

下図のようにモデル化した敷地でのおよその解体費の目安は、およそ10,000～12,000円/㎡です。必ず3者以上の事業者から見積書を徴収するようにお勧めします。また③や④のように前面道路が狭い場合や階段状道路の場合は、大型解体重機等が進入できない場合がありますので、作業日数もかかり、工事費も高くなります。



※あくまで解体工事費の目安であり、見積書を複数の事業者からとること

長崎県建造物解体工業会

#### II 空家解体時に注意するポイント

##### ① お隣・ご近所へのごあいさつ

・ 解体工事前に業者と一緒に隣近所に、必ずごあいさつに伺いましょう。依頼者等があいさつに、同席するしないで、その後の解体作業に対する隣近所の対応もだいぶ違います。依頼者等が過去にその空家に住んでいて、隣近所と面識があれば特に問題ないと考えられますが、面識がない場合でも工事前にはごあいさつしましょう。

##### ② 解体作業の養生・安全管理

・ 解体業者が、まず敷地まわりに仮囲いを行い、作業時に散水を十分に行い、ほこり等が隣近所に飛散しないか確認しましょう。

##### ③ 家財道具の処分について

・ 所有者等が自ら行えば、一般廃棄物処分となり安価でできます。事業者が処分すれば、産業廃棄物扱いとなり、有料となります。原則所有者等が処分することをお勧めしますが、高齢等何らかの事情により自ら処分できない場合は、解体費に別途加算されることを了承の上解体業者に依頼しましょう。

##### ④ 解体時に必要な届け出について

建築基準法に基づく建築物除却届出書、建設工事に係る資材の再資源化に関する法律（建設リサイクル法）に基づく届出書が必要です。



## (2) 老朽空家への解体費補助について

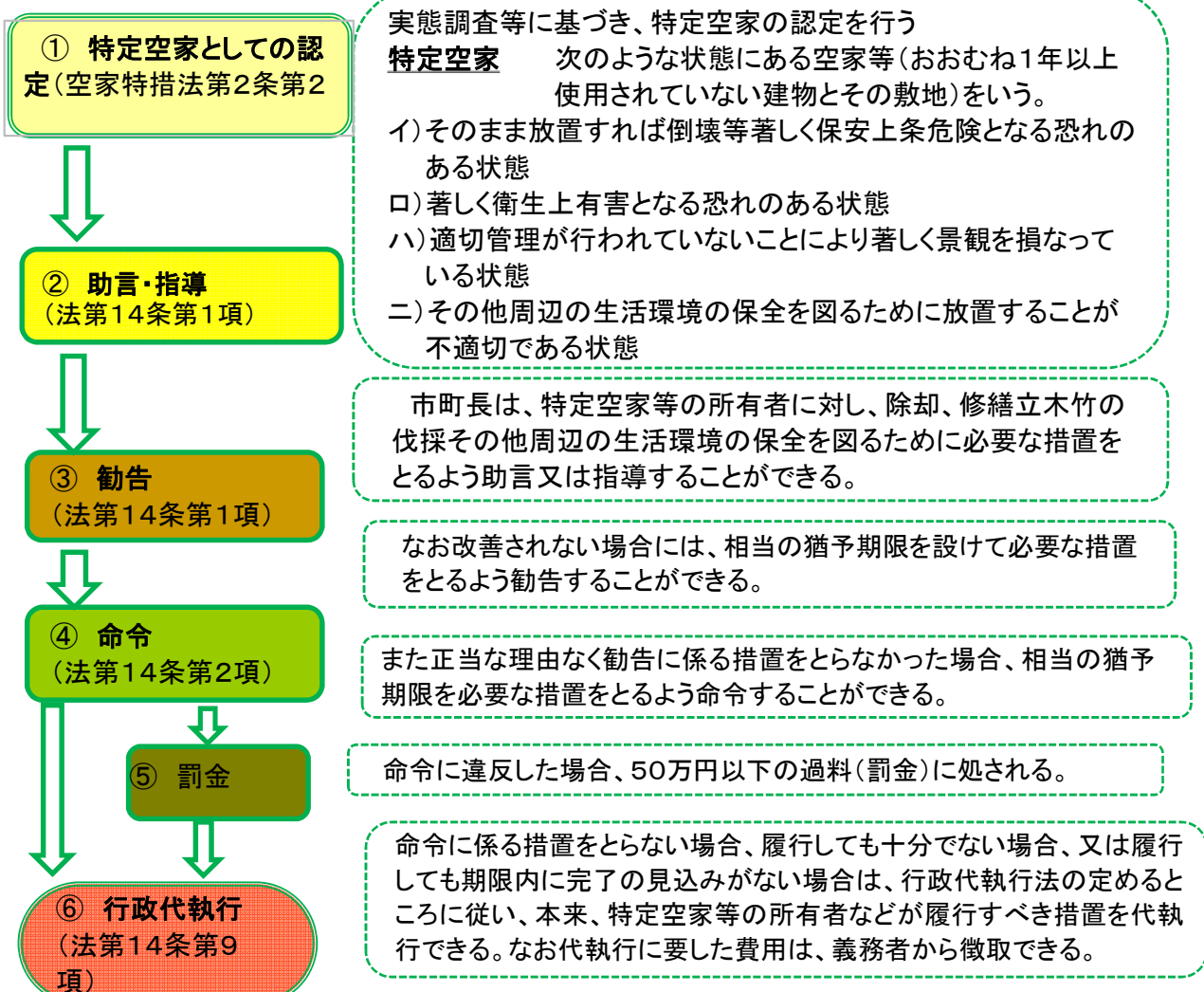
県内には、予算の範囲内でかつ一定の条件に適合すれば、老朽空家の解体費補助を行っている市町があります。下記の窓口にご相談ください。

○老朽空き家の解体費補助を行っている市町(2016年1月現在)

市町名	事業・制度名	担当課	電話
1 長崎市	長崎市老朽危険空き家除却費補助金	建築指導課	095-829-1174
2 佐世保市	佐世保市老朽危険空き家除却費補助金	建築指導課	0956-24-1111
3 平戸市	平戸市老朽危険空き家除却費補助金	まちづくり課	0950-22-4111
4 松浦市	松浦市老朽危険家屋除却支援事業	都市計画課	0956-72-1111
5 壱岐市	壱岐市老朽危険家屋除却費補助金	建築整備課	0920-42-1111
6 西海市	西海市老朽危険空き家除却費補助金	住宅建築課	0959-37-0021
7 新上五島町	新上五島町老朽危険空き家除却費補助	建設課	0959-53-1160

## 5 空家特措法について

- 適切な管理が行われていない空家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしており、地域住民の生命・身体・財産の保護、生活環境の保全、空家等の活用のために、空家等対策の推進に関する特別措置法(空家特措法)が平成27年5月26日に施行されました。
- 市町により特定空家と認定された空家の場合、それ以後市町により助言・指導を受ける場合があります、その必要な措置をとらない場合、勧告、命令最後には行政代執行の措置を受ける場合があります。



「特定空家に対する措置」に関する適切な実施を図るために必要な指針(ガイドライン)参照

## 長崎県空家対策協議会会員

2016年1月現在

団体名(市町村) 部 課 名	電話番号	
総合相談窓口 不動産関係団体	公益社団法人長崎県宅地建物取引業協会 095-848-3888	
	公益社団法人 全国賃貸住宅経営協会 095-843-3126	
関係団体	(一社)長崎県建築士会 095-828-0753	
	(一財)長崎県住宅・建築総合センター 095-825-6944	
	長崎県住宅供給公社 095-824-1251	
市町空家対策窓口	長崎市(活用・改修等) 建設局 建築部 住宅課 (解体等) 建設局 建築部 建築指導課 095-829-1189 095-829-1174	
	佐世保市 都市整備部 建築指導課 0956-25-9629	
	島原市 建設部 都市整備課 0957-63-1111	
	諫早市 建設部 建築住宅課 0957-22-1500	
	大村市 都市整備部 建築住宅課 0957-53-4111	
	平戸市 建設部 まちづくり課 0950-22-4111	
	松浦市 都市計画課 0956-72-1111	
	壱岐市 総務部 総務課 0920-48-1111	
	対馬市 総務部 総務課 0920-53-6111	
	五島市 建設課 0959-72-6118	
	西海市 まちづくり推進課 0959-37-0064	
	雲仙市 政策企画課 0957-38-3111	
	南島原市 建設部 都市計画課 050-3381-5067	
	長与町 建設部 管理課 095-883-1111	
	時津町 建設部 都市整備課 095-882-2211	
	川棚町 総務課防災交通係 0956-82-3131	
	波佐見町 総務課 0956-85-2111	
	東彼杵町 建設課 0957-46-1111	
	小値賀町 建設課 0959-56-3111	
	佐々町 建設課 0956-62-2101	
	新上五島町 総務課 0959-53-1112	
	事務局(県)	長崎県 土木部 住宅課 095-894-3108

## 長崎県空家対策協議会協力団体

団体名	電話番号
(一社)長崎県中小建設業協会	095-824-4028
(一社)長崎県工務店連合会	0957-55-0990
(一社)長崎県建造物解体工業会	095-845-8958
長崎田舎暮らし情報局	095-895-2245
長崎県司法書士会事務局	095-823-4777
長崎県行政書士会事務局	095-826-5452
長崎県不動産鑑定士協会事務局	095-822-3471
長崎県土地家屋調査士会事務局	095-828-0009